

筑後川右岸下流域（三神地区）流域治水対策協議会 規約（案）

（設置）

第1条 本協議会は、「筑後川右岸下流域（三神地区）流域治水対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 近年、気候変動の影響により豪雨災害が激甚化・頻発化しており、令和3年8月豪雨では、筑後川下流域においても甚大な浸水被害が発生している。
本協議会は、このような激甚化・頻発化している豪雨災害に備え、筑後川右岸下流域（三神地区）のあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」に関する計画を策定し、これを計画的に推進するために関係機関が調整を行いながら、事業の実現化に向けて連携していくことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別紙1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別紙1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別紙2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別紙2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 筑後川右岸下流域（三神地区）で行う流域治水の全体像を検討。また、関係機関との共有。
- (2) 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「総合内水対策計画」の策定と公表。
- (3) 「総合内水対策計画」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- (4) その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とする。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(事務局)

第8条 協議会及び幹事会を円滑に行うため、事務局を置く。

2 事務局は、神埼市に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和8年2月9日から施行する。

別紙1 筑後川右岸下流域（三神地区）流域治水対策協議会 名簿

- ・国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所長
- ・国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所長
- ・農林水産省 九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所長
- ・農林水産省 九州農政局 筑後川下流右岸農地防災事業所長
- ・独立行政法人 水資源機構 筑後川下流総合管理所長
- ・佐賀県 県土整備部 東部土木事務所長
- ・佐賀県 農林水産部 東部農林事務所長
- ・神埼市長
- ・吉野ヶ里町長
- ・上峰町長
- ・みやき町長
- ・佐賀東部土地改良区 理事長

(オブザーバー)

- ・佐賀県 県土整備部 河川砂防課長
- ・佐賀県 農林水産部 農山村課長
- ・佐賀県 農林水産部 林業課長
- ・佐賀県 農林水産部 森林整備課長

別紙2 筑後川右岸下流域（三神地区）流域治水対策協議会幹事会 名簿

- ・国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所 流域治水課長
- ・国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所 流域治水課長
- ・農林水産省 九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所 企画課長
- ・農林水産省 九州農政局 筑後川下流右岸農地防災事業所 調査設計課長
- ・独立行政法人 水資源機構 筑後川下流総合管理所 筑後川下流用水管理所長
- ・佐賀県 県土整備部 東部土木事務所 副所長
- ・佐賀県 農林水産部 東部農林事務所 副所長
- ・神埼市 総務企画部長
- ・神埼市 産業振興部長
- ・神埼市 建設部長
- ・吉野ヶ里町 総務課長
- ・吉野ヶ里町 農林課長
- ・吉野ヶ里町 建設事業課長
- ・上峰町 危機管理対策監
- ・上峰町 産業課長
- ・上峰町 建設課長
- ・みやき町 総務部長
- ・みやき町 事業部長
- ・佐賀東部土地改良区 事務局長

(オブザーバー)

- ・佐賀県 県土整備部 河川砂防課 副課長
- ・佐賀県 農林水産部 農山村課 副課長
- ・佐賀県 農林水産部 林業課 副課長
- ・佐賀県 農林水産部 森林整備課 副課長
- ・福岡県 県土整備部 河川整備課 課長技術補佐
- ・久留米市 都市建設部 国県事業調整課長
- ・久留米市 城島総合支所 環境建設課長
- ・佐賀県土地改良事業団体連合会 事業部 施設管理課長